町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2838号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

コラム

国籍法の「属人主義」と人口の自然減

東京大学名誉教授　大森　彌（おおもり わたる）

2013年3月、国立社会保障・人口問題研究所は、27年後の2040年にはすべての都道府県で2010年より人口が減少するとともに、65歳以上の高齢者の割合も30％を超え、全国で人口減少と少子高齢化が進むとした推計をまとめた。市区町村別では、全体の95％に当たる1603の自治体が2010年の人口を下回り、2割以上人口が減少する自治体が70％に上るとしている。人口の自然減をどう考え、対処するかは、わが国の最重要問題である。

国籍法は、出生による国籍の取得に関して、子は、①出生の時に父又は母が日本国民であるとき、②出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき、③日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき、「日本国民とする」と規定している。日本国民でない者（「外国人」）は帰化によって日本国籍を取得することができるが、法務大臣による許可を得なければならない。日本社会は、基本的に、日本人である両親から生まれた子どもが次世代を成していく社会であるといってよい。日本国籍取得に関して原則として父母両系血統主義（「属人主義」）を採用しているからである。

しかも、日本では出産は結婚と強く結びついている。同棲関係で生まれた子どもを社会が育てる発想は極めて弱い。結婚すれば、平均して子どもを2人は産んでいる。決め手は結婚の成否である。若い男女が結婚しなければ、人口の縮小は必至である。結婚が自己決定であれば、結婚は良きもの、望ましきものであることを強調し、結婚して子どもを産んだ夫婦を支援・激励する以外にない。それが奏功しなければ、人口の自然減は終わらない。出生による国籍取得に関する「属人主義」を、例えばアメリカ合衆国のように、その領土内で出生した子どもは、その両親が外国人であっても市民権（国籍所得）を認める「属地主義」へ変更できるだろうか。それは本格的な多民族社会への転換になる可能性がある。日本人は今、岐路に立っているのかもしれない。

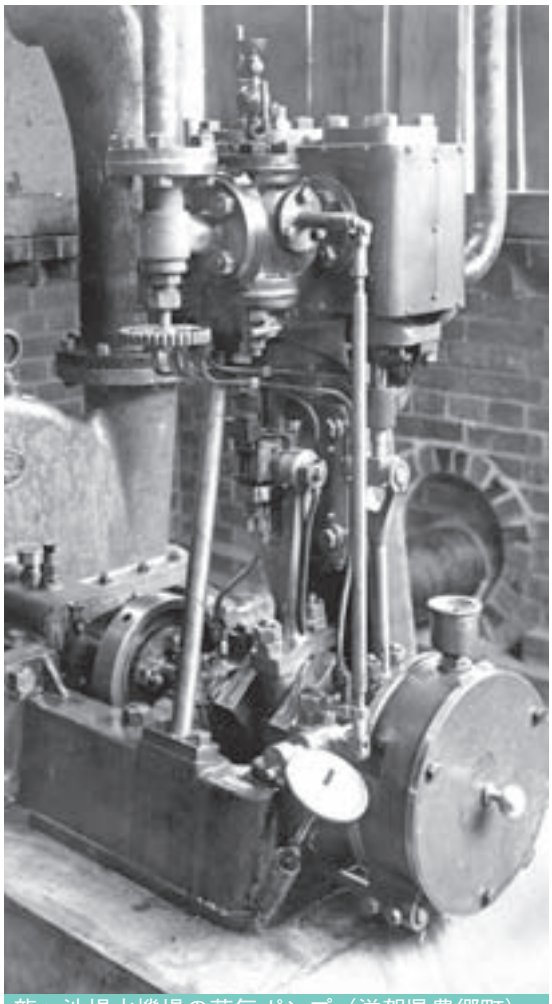

龍ヶ池揚水機場の蒸気ポンプ（滋賀県豊郷町）

もくじ

活　動　「道州制推進基本法案」の動向を踏まえ、自民党・日本維新の会に対し要請活動を実施……(2)

政　策　木材利用ポイント事業はじまる
—木材利用の促進や農山村地域の振興を図る—＝林野庁＝……(3)

フォーラム　次世代に水産業を伝えるために
～愛南町の水産振興～＝愛媛県愛南町……(6)

情　報　町村Navi ……(10)

随　想　まちづくり日本一をめざし……滋賀県豊郷町長　伊藤　定勉…(11)

◉写真キャプション◉

1910年英国アーレン社製で、当時世界最高性能を誇った。平成22年、製造100年を記念して修理したところ、見事に稼働した。

実物は豊郷小学校旧校舎で展示公開されている。

全国町村会

「道州制推進基本法案」の動向を踏まえ、自民党・日本維新の会に対し要請活動を実施

全国町村会は4月17日、衆議院予算委員会の審議状況等を踏まえ、道州制の導入を目指す法案が与野党共同で今国会へ提出されることを懸念し、先日（4月10日）、衆・参国会議員に対して行った、「全国町村会長書簡」等の配付（町村週報２８３７号参照）に続き、自民党及び日本維新の会に対し要請活動を行った。

本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）荒木副会長（熊本県町村会長・嘉島町長）渡邊行政委員会副委員長（新潟県町村会長・聖籠町長）が出席し、道州制は地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、大都市へのさらなる集中を招き地域間格差を一層拡大させる道州制の導入については一貫して反対であることを重ねて訴えた。

自民党に対しては、準備中の「道州制推進基本法案」は、単に、『道州制国民会議』を設置し、導入の是非を含め議論していくためのものではなく、その実態は、道州制の導入を前提に、具体的な制度設計や必要な法制の整備を、期限を切って政府に義務付けるもので、極めて問題があり、全国町村会としては、提出に反対であるとの意向を伝えた。

■自由民主党　道州制推進本部

▲道州制推進本部役員（写真上右側）に対し要請を行う藤原会長（写真下右から２人目）荒木副会長（写真下右側）渡邊行政副委員長（写真下左側）

■日本維新の会

▲園田副幹事長（中央）に要請する藤原会長（左）荒木副会長（右）

■要請先

【自由民主党・道州制推進本部】

今村雅弘・本部長
久世公堯・参与
佐田玄一郎・顧問
石田真敏・幹事長
西村明宏・幹事
上野賢一郎・事務局長代理
磯崎陽輔・事務局長代理
橋本岳・事務局次長

【日本維新の会】

園田博之・副幹事長

政　策

政策解説

木材利用ポイント事業はじまる

― 木材利用の促進や農山村地域の振興を図る ―

―林野庁―

国産材をはじめとした木材利用の促進や農山村地域の振興を図るため、木造住宅の建築や内外装の木質化など、木材の利用に対しポイントを付与する「木材利用ポイント事業」が４月からはじまった。

国産材の価格はピークだった１９８０年代の３分の１程度にまで下落するなど低迷が続いている。

一方、我が国の森林資源は年々増加を続けており、良質な木材の供給が可能な状況にあるにもかかわらず、森林・林業は、需要の伸び悩みと木材価格の低迷により森林整備も進まないという構造的な問題を抱えている。

このたびの取組は、こうした状況を打開し、森林の整備・保全や地球温暖化の防止、循環型社会の形成、さらには、農山漁村地域の振興を目的に、地域材の利用に対してポイントを付与するというものである。

予算措置は平成24年度補正予算において４１０億円が手当てされており、ポイントの発行期間は平成25年度内（平成26年３月末日）となっている。また、木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了することとしている。

なお、木材利用ポイントの発行申請受付期間及び木材利用ポイントの交換申請受付期間については、決まり次第、改めてホームページ等で公表することとしている。

具体的な事業内容は次の通り。

1．木材利用ポイントの付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる製品（以下「ポイント付与対象製品」という。）は、全国事務局又は都道府県協議会で認定され、全国事務局に登録された事業者（注１）により供給される次の⑴～⑶に掲げる製品であり、製品ごとに以下に掲げる基準を満たす必要がある。

⑴木造住宅

次の①～④の条件を満たす、木造住宅の新築・増築又は購入。

①平成25年４月１日から平成26年３月31日までに工事に着手（工事請負契約を締結）したもの。

②主要構造部（柱・梁・桁・土台）に使用する材・構造用合板に、過半に相当する基準以上に地域材を利用しているもの

③一定の工法によるもの

【対象工法】：樹種又は地域を示して定める以下の工法のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの（対象地域材の十分な活用、住宅の施工や材の調達・加工等を通じ地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの。）

○スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法

○スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法

○スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

④使用する地域材の産地、樹種を表示するもの

【対象地域材】(A)及び(B)のいずれも満たすもの

(A)以下のア～ウのいずれかの木材（産地等が証明される木材）

ア　都道府県等により産地が証明されるもの

イ　民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの

ウ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づき合法性

■木材利用ポイントについて

○　地域材を活用した木造住宅（内装木質化建物を含む）や木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援

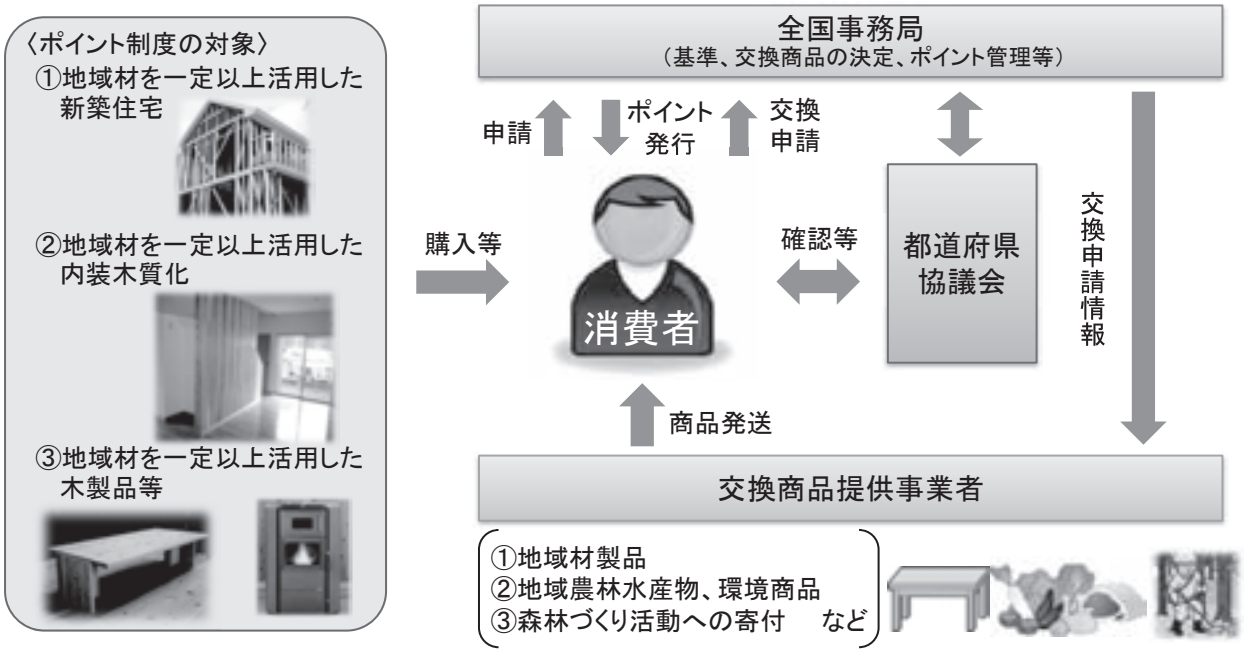

が証明されるもの

(B)資源量が増加しているものとして、あらかじめ定める樹種又は事業目的に照らし適切と認められる樹種であること（対象地域材が使用されることを通じ、地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの。）

○スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ

(2)内装・外装木質化

次の①～③の条件を満たす、住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事の実施。

①平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手（工事請負契約を締結）したもの

②地域材製品を使用し、一定面積以上の工事を行うもの

③使用する地域材の産地、樹種を表示するもの

(3)木材製品、木質ペレットストーブ等

ポイント付与の対象期間や基準等については、現在検討中。(1)及び(2)とは異なる実施期間とする予定。

（注1）ポイント付与対象製品の製造・住宅施工業者については、地域の関係者と連携しつつ、事業目的である以下の事項に積極的に取り組むことを誓約し、全国事務局又は都道府県協議会で認定され、全国事務局に登録された木材・木製品製造業者、工務店等の施工業者を対象とする。

①地域材について、自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること。

②農山村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、地域活性化への貢献度合についてPRすること。

③全国事務局で認定を受ける者にあっては、上記①及び②について全国各地のモデルとなるような取組を行うこと。

（注2）ポイント付与対象製品に使用する地域材については、次のア及びイの基準を満たすこと。

ア　次のいずれかの材に該当するもの

①都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品。

②森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品。

③「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライ

政　策

ン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品。

イ　資源量が増加しているものとして、基金設置法人が認めた樹種であること

2．木材利用ポイントの申請方法

木材利用ポイントの申請は、地域材を利用した住宅等の所有者（又は代理申請者）が郵送により行うか、又は、各地に設ける申請を受け付けるための窓口で行うかいずれかの方法による。

3．木材利用ポイントの交換

(1)交換商品

木材利用ポイントを利用して交換できる商品等については、農林水産業の振興、地域経済の活性化等に資するものとして、以下のような商品やサービス等を公募により選定することとしている。

①地域の農林水産品等（加工食品及び伝統工芸品を含む。）

②農山漁村地域における体験型旅行

③商品券

・全国商品券・プリペイドカード（事務局が別に定める食品・食事券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る。）

・地域商品券

④森林づくり・木づかい活動に対する寄附

⑤被災地に対する寄附

⑥即時交換（ポイントの発行対象となる工事と同じ工事施工者が実施するものであって、ポイント発行対象となった工事以外の木材を使用した工事に当該ポイントを工事費用として充当する。）

※なお、③のうちの(1)全国商品券・プリペイドカードへの交換及び⑥の即時交換を行う場合は、付与された木材利用ポイントの50％を上限に利用することができることとする。

(2)付与するポイント数等

交換するポイント数は、1ポイント1円相当とし、製品ごとに付与するポイント数は、制度の詳細が決まり次第発表する。また、ポイントの申請に当たっては、各種証明書類が必要となるが、これらについても今後改めて発表することとしている。

4．木材利用ポイントに関する問い合わせ

木材利用ポイントに関する問い合わせ先は、次のとおり。

◎木材利用ポイント事務局

・電話番号

0570－666－799

ナビダイヤル（有料）

・PHS、IP電話からの問い合わせ

03－6701－3270（有料）

・受付時間9：00～17：00

（土・日・祝日含む）

・HP　http://mokuzai-points.jp/

■木材利用ポイントの付与数

●木造住宅の新築、増築又は購入

１棟当たり30万ポイント。 ※特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合等は、１棟当たり50万ポイント。

●内装木質化工事

床	新築	９㎡　２万1,000ポイント 以降３㎡増えるごとに7,000ポイントを加算
	リフォーム	９㎡　３万ポイント 以降３㎡増えるごとに１万ポイントを加算
内装	新築	９㎡　１万5,000ポイント 以降３㎡増えるごとに5,000ポイントを加算
	リフォーム	９㎡　２万1,000ポイント 以降３㎡増えるごとに7,000ポイントを加算

●外装木質化工事

外壁	木質系外壁材	10㎡　１万5,000ポイント 以降10㎡増えるごとに１万5,000ポイントを加算
	新規外壁材	10㎡　7,000ポイント 以降10㎡増えるごとに7,000ポイントを加算

※内装及び外装木質化工事の合計付与数の上限は30万ポイント

◎町村週報のご購読◎
「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール（kouhou@zck.or.jp）にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円（送料込み）
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

次世代に水産業を伝えるために

～愛南町の水産振興～

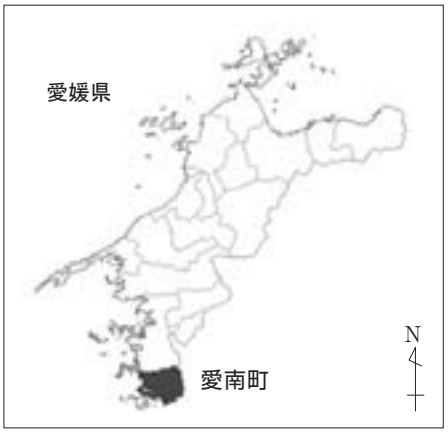

愛南町は、平成16年10月に、５つの町村（内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町）が合併して誕生しました。

四国の西南地域、愛媛県の最南端に位置し、南は太平洋を臨み、西は豊後水道に面している自然環境に恵まれた農山漁村で人口約２万５千人の町です。

「愛南町」という町名には、愛媛県の最南端にあり、町民がこの町を愛し、地域や人を愛して皆が仲良く助け合って、元気な町になって欲しいという願いが込められています。

「愛媛県」、「愛南町」と愛いっぱいの町です。

愛南町の基幹産業は農林漁業で、特に水産業は、巻き網、カツオ一本釣り漁業をはじめとする漁船漁業と、マダイやブリ類、真珠、真珠母貝、カキ、ヒジキなどの海面養殖業など、多種多様な漁業が行われており、「日本の漁業の縮図　愛南町」と言われています。

カツオの水揚げ量は本町深浦漁港が四国一の漁港であり、養殖生産量は年間約２万トンに達し、全国市町村別でマダイが２位、カンパチが５位、ブリが８位と日本でも有数の水産業が盛んな町です。

愛南町の水産業も、他の産地と同様に、長引く不況で消費減退による魚価低迷、燃料・養殖餌料の高騰、後継者不足・高齢化による就業者の減少などにより、非常に厳しい漁業経営を余儀なくされています。

愛南町では、昭和57年には約４００

△「カツオの一本釣り」水揚量は四国一

フォーラム

億円あった生産額が、平成21年には260億円まで落ち込みました。その結果、就労機会が減少し、地域経済も衰退し、過疎化が進行しています。

このような中、愛南町の重要産業である水産業を振興するために行っている愛南町の取組の一部を紹介します。

愛媛大学南予水産研究センター設置事業

愛南町誕生直後に、町内にあった大手企業の製造工場が撤退し、約600人の雇用が失われました。新たな企業誘致を進めましたが、鉄道も高速道路もなく、空港まで2時間半を要し、「陸の孤島」と呼ばれる立地条件ではなか

△平成20年４月に完成した愛媛大学南予水産研究センター

なか厳しい状況です。

そこで、地域に根ざした一次産業の活性化を図る取組を開始しました。

その中の一つとして、〝「企業誘致」から「人材誘致」へ〟すなわち、人材を誘致、育成することにより、関連企業の集積を図ろうという取組で、平成20年4月に愛媛大学南予水産研究センターを誘致しました。

研究施設は、町村合併により使用しなくなった旧西海町庁舎（現愛南町西海支所）の空きスペースを有効に活用しています。

ちなみに、この事業は総務省の平成21年度市町村活性化新規施策100事例に紹介されています。

現在、愛南町に常在している同センターのスタッフは、教員11名（内臨時7名）、事務員4名（内臨時3名）、学生研究助手19名、研究助手7名の41名です。この内8名が地元からの雇用で雇用の受け皿にもなっています。

ここでは、水産現場に近いという利点を生かし、生命科学部門、環境科学部門、社会科学部門の3つの研究部門が、漁業者の意見を聞きながら、現場に則したさまざまな研究を行っており、成果も挙がってきています。

また、研究だけではなく職員、学生が地域行事に積極的に参加しており、継続が厳しくなっていた地区の秋祭りを盛り上げるなど、地域コミュニティの維持にも活躍しています。

愛南型食育を基盤とした地域づくり事業

この事業も、市町村活性化施策100事例（平成22年度）に紹介された事業で、〝ぎょしょく教育〟が核となっています。

愛南町における〝ぎょしょく教育〟は、全国各地で展開されている魚食普及と、近年、重視されている食育推進の統合を前提に、地域に根ざした総合的な水産版食育です。具体的には、従来の魚離れ対策としての表記の「魚食」ではなく、ひらがな表記することで、多様な意味を持たせ、魚の生産から消費・文化までのフードシステムとして捉え、幅広い意味を持たせたものです。

7つの〝ぎょしょく〟として、

①「魚触」：魚に触れる体験学習
②「魚色」：魚の種類や栄養など特色を知る学習
③「魚職」：とる漁業を知る学習
④「魚殖」：育てる漁業を知る学習
⑤「魚飾」：魚文化の学習
⑥「魚植」：魚をめぐる環境を知る学習
⑦「魚食」：魚の味を知る学習

があり、ただ単に魚を調理して試食するだけではなく、魚にまつわる諸事象を細かく体系的に学習し、水産物と地域を理解する教育です。

このコンセプトは愛媛大学南予水産研究センター若林教授らが提唱したもので、愛南町は、当初から「〝ぎょしょく〟教育発祥の地愛南町」という標榜のもとに多角的に実践してきました。現在、町内の各保育所、幼稚園、小学校、中学校では、義務〝ぎょしょく〟教育として町水産課職員、漁協職員、漁業者が〝ぎょしょく〟教育の授業を実施しております。また、平成20年度以降は、町内のみではなく、町外からの〝ぎょしょく〟教育授業の依頼が増加し、平成22年度からは、東京都と〝ぎょしょく〟普及交流事業を行って

△東京都の小学校で行われた「ぎょしょく」出前授業

フォーラム

◁「ぎょしょく」の体験学習
刺し網漁の模擬体験

◁地元小学生が考案した
「愛南ぎょレンジャー」

このように、地域内においては、地域の魚・水産業を総合的に把握することで、地域の社会や文化を問い直すことができ、地域の良さを再認識し、地域の教育力の向上を図り、地域外に対しては、水産業界関係者はもちろん、全国の地方自治体、小学校をはじめとする教育機関、さらには、一般消費者に向けた〝ぎょしょく教育〟を通じた情報発信をすることで、地域の魅力をPRでき、愛南町の水産業振興につながるものと考えています。

ICT活用による次世代型水産業の確立と普及促進事業

他の産業に比べ、水産業のICT（情報通信技術）の利活用の取組は非常に遅れています。しかしながら、漁業者や漁業協同組合、行政、大学など関係団体の間で、必要な水産情報を共有化し、双方向のコミュニケーションを活発化すれば、水産に関する業務の大幅な改善と効率化が期待できます。

そこで愛南町では、平成22年度に総務省の情報通信技術人材育成活用事業交付金を受け、水産業の課題を解決する一助として、ICTを活用して、持続的な漁業生産が行える環境を整備することにしました。

具体的な内容は、「水域情報可視化システム」、「魚健康カルテシステム」、「水産業普及ネットワークシステム」の3システムから構成される「愛南町次世代型水産業振興ネットワーク」の構築及び普及促進です。

まず1つ目の「水域情報可視化システム」は、漁業者が水質情報、赤潮情報などの環境情報をいつでも、どこでも確認できるというシステムです。

漁業を行う上で、環境情報は必要不可欠なものですが、これまで、大学、町、漁協がそれぞれ調査・測定を行い、漁業者には紙媒体で連絡し、管理も測定機関毎に管理するという状況でした。

このシステムにより、漁業者へ多くの情報をリアルタイムに伝達することができるようになり、また、関係者間の情報共有が図れ、管理、解析も容易になっています。

次に魚健康カルテシステムについてですが、魚病というとあまり良い響きではありませんが、魚も当然人間と同じように病気になります。

愛南町での魚病による被害は年間5億円程度あり、大きな問題となっています。そこで、魚類養殖業の振興を図るため平成18年度から魚病診断室を設

△「水域情報可視システム」
水質情報などの環境情報をウェブ上で確認できる

おり、東京都の小学校でも〝ぎょしょく〟教育の出前授業を実施しています。

また、愛南町の水産物のPRと〝ぎょしょく〟普及推進のためのキャラクター「愛南ぎょレンジャー」も誕生しています。ぎょレンジャーのキャラクターは地元の小学生が考案し、高校生がイラスト化して作成しています。

現在、カツオブルー、タイレッド、ブリグリーン、カキアイボリー、ヒオウギパープル、ヒジキブラック、アコヤピンクの7人が活躍しています。

さらに、教育的な効果だけではなく、〝ぎょしょく〟教育事業を実施することで、愛南町の水産物が学校給食に使用されるようになり、経済的な効果も大きくなっています。

フォーラム

置し、町、漁協職員が魚の診断を行い、死因を究明し、適切な管理や処置及び予防の指導や出荷魚の検査などを行っています。年間約15、000尾の診断を行っており、その診断情報は症状や遺伝子検査など膨大なデータとなるため、一部の情報しか管理できていない状況でした。

そこで、魚病診断の現場に電子カルテシステムを導入することにより、漁業者への診断情報の提供、データの管理、解析が容易になりました。

最後に「水産業普及ネットワークシステム」ですが、これは、漁業後継者などの人材育成や愛南町の水産業や〝ぎょしょく教育〟の情報発信のための「ピアザ愛南ぎょしょく」というホームページです。

ここには、愛南町の水産業、〝ぎょしょく教育〟情報や愛媛大学南予水産研究センターの研究情報を掲載しています。

中でも力を入れたコンテンツが、「ぎょしょく学校」です。これは、小学生向けに作成した〝ぎょしょく〟クイズで入学式から始まり、７つの〝ぎょしょく〟について勉強して、「愛南ぎょしょくキッズマイスター認定証」を取得し卒業するという流れになっています。

▷魚病診断を行う様子

△魚健康カルテシステム

クイズの問題は愛媛大学南予水産研究センターの学生、教員、愛南町の小学校教諭、町職員が協力して作成し、解説には、地元の漁業関係者、愛媛大学南予水産研究センターの教諭、漁協職員などが出演しています。

教科書に沿った問題もあり、楽しく学習できるようになっていますので、是非ご覧ください。

このように「水域情報可視化システム」、「魚健康カルテシステム」により、情報共有とデータを活用し、科学的根拠に基づいた水産業の推進を図り、一方では「水産業普及ネットワークシステム」により人材育成や愛南町の水産業のPRを行っています。

これらのシステムを総合的に、かつ、戦略的に利活用することで、ICTによる戦略的な地域水産業を実現し、次世代につなげる愛南町の水産業の振興を図っています。

愛南町では今回紹介した事業をはじめ、水産業関係者が集まり水産振興の方向を決定する懇話会や研究成果の発表などを行う水産フォーラムの開催など、水産業振興に関するさまざまな取組を実施しています。

今後も、試験研究から生産、加工、販売まで産官学民が一体となった愛南型水産業モデルづくりを進め、水産業の振興、ひいては愛南町全体の活性化を図っていきます。

愛南町長　清水雅文

△「ぎょしょく」教育の情報発信のためのホームページ「ピアザ愛南ぎょしょく」

随　想

まちづくり日本一をめざし

滋賀県豊郷町長　伊藤定勉

豊郷町は滋賀県東部に位置し、人口七四〇〇人余り、面積は7・8㎢の滋賀県で一番小さい平坦な町で、約六割を田畑、約二割を宅地が占め、旧中山道が町を南北に横切る田園風景の残る町です。

また、豊郷町は近江商人の発祥地の一つであり、現在の丸紅、伊藤忠の創業者である伊藤忠兵衛をはじめ、あけぼの印缶詰の創始者の藤野喜兵衛にフランスの勲一等が授けられ、ヨーロッパの芸術界で有名なバロン薩摩こと薩摩治郎八の出身地でもあり、こうした先人を輩出したわが町には、日本一（東洋一）のものが二つあります。

一つは、灌漑揚水事業です。豊郷町は元来、鈴鹿山系を源流に琵琶湖に注いでいる犬上川の扇状地ですが、用水の不足に苦しんできた歴史がありました。五穀豊穣を願う尊名を付けた豊郷の歴史は水利開発の苦闘史であり、明治期だけでも前後十三回を数える干害に見舞われるなど、昼夜に亘る番水・はねつるべによる汲み上げ灌水の過重労働に耐えなければなりませんでした。

明治四十二年の大旱魃を契機に「豊郷村耕地整理組合」が設立され、動力による揚水事業の開発が提案され、同年十二月、水源試掘工事に着手し、地下湧水量の試験、水源掘削作業等幾多の困難に遭遇し、ついに大正二年に地下水の動力汲み上げによる日本最初の揚水事業は竣工したのであります。当時の灌漑揚水機はイギリス製で、現在は旧豊郷小学校に保存展示され、先人の苦労はとても筆舌に尽くせないものがあります。現在も大半の田用水は地下水を汲み上げており、こうした先人のおかげで良質な近江米の産地となりました。

もう一つの日本一（東洋一）は豊郷小学校旧校舎群です。

我が郷土の近江商人は「三方よし」の精神の下に「三惚れ」があります。「女房に惚れ・仕事に惚れ・地域に惚れ」のことで、家庭・家族を愛し、仕事に情熱を燃やし、地域に貢献・参画するものです。これらをモットーに一生懸命に近江麻布の行商に汗を流しました。行商は一般的には江戸の方に向かうのですが、伊藤忠兵衛たちは山口・長崎へ出かけ、外国貿易の盛んな状況に刺激を受け、ついにわが国貿易のパイオニアと言われるほどになったのです。その伊藤忠兵衛の甥で丸紅の専務であった古川鉄次郎が、昭和十二年に当時のお金で六十万円の私財をなげうち建設されたのが豊郷小学校（現在の豊郷小学校旧校舎群）です。

古川鉄次郎は豊郷小学校を寄付するにあたって「教育施設を整備することにより郷土の教育の振興に貢献するとともに、郷土の人々の一〇〇年の平和を図る。私が希うことは、この礎より多くの才能と志のある人たちが続々と世に出でて、国家の進歩発展に寄与することである」と想いを遺されています。

こうした崇高な思いはウイリアム・メレル・ヴォーリスの設計により「白亜の教育殿堂」「東洋一の小学校」と驚嘆された鉄筋コンクリートの巨大な建物「豊郷小学校」を生み出し、現在も地域のシンボルとして愛され続けられています。

このように先人たちは、未来の子や孫のために、血のにじむような苦労を重ねられ、地域の発展のために多くのことを残して下さいました。

今を生きる私たちは先人の「想い」を子や孫に繋ぎながら、町づくり日本一をめざして日々取り組みを進めていくことが、先人の想いに報いると感じ、感謝をしながら行政運営にあたっている毎日であります。

余談ではありますが、豊郷小学校旧校舎群は、アニメ「けいおん」の聖地として大きな注目を浴びて以降、全国から多くの方々に来場いただき、また映画撮影などにも活用されています。今回、ベストセラー「五体不満足」の著者乙武洋匡さんとTOKIOの国分太一さん主演の映画「だいじょうぶ3組」が三月二十三日より全国一斉公開されています。小学校を舞台に爽やかな笑顔と涙の感動の映画です。ロケの八割近くが豊郷小学校旧校舎群で撮影されました。是非鑑賞して頂きたいと思います。

▷豊郷小学校旧校舎群

車両共済(保険)のご案内

（自動車総合保険の車両保険）

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

○無事故による割引で新規から **33%（保険料）割引**
（ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去３年間無事故の場合は、ノンフリート等級９等級からスタートします。）

○集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**

○保険料分割払（12回）も選択可能です。
（保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の５%割引の適用はありません。）

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎１年間事故が無かった場合は、翌年の等級は１等級上がります。
事故によって車両共済（保険）をご利用された場合は、事故件数１件につき３等級下がります。

契約条件と掛金（保険料）例

・自動車総合保険（損保ジャパン）保険期間１年
・自動車保険集団扱年一括払による割引５%適用。

車　　名	フィット
型　　式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件（割引適用済）	56,400円	42,710円
（通常・新規で加入する場合）	79,970円	60,570円
車対車＋A（割引適用済）	25,040円	18,960円
（通常・新規で加入する場合）	35,500円	26,880円

・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去３年間無事故(ノンフリート等級９等級)の場合のものです。保険料は平成23年４月１日現在のものであり、変更される場合もあります。
・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級６Ｓ等級を適用した保険料を例示したものです。
・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合せください。
※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社　千里
（取扱代理店）

●フリーダイヤル　**0120-731-087**　（受付時間　月～金　午前9時30分～午後5時）
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
●FAX番号　**03-3519-7325**
●ホームページアドレス　**http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100－0014　東京都千代田区永田町1－11－32　全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店（千里）または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉㈱損害保険ジャパン

SJ10-13443(2011.3.18作成)